

資料3

北広島市電話通話記録装置取扱要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行の確保及び職員への不正な圧力の排除を図るため、通話記録装置の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話記録装置 市役所と外部との間における電話機での通話内容を自動的に録音し、又は記録する機器をいう。

(2) 録音データ 通話記録装置により録音し、又は記録された音声をいう。

(録音データの管理)

第3条 通話記録装置及び録音データは、総務課長が適切に管理するものとする。

(録音データの使用等の公表)

第4条 総務課長は、市のホームページに通話記録装置の使用について周知するものとする。

(個人情報保護)

第5条 総務課長は、北広島市個人情報保護条例(平成15年北広島市条例第4号)を遵守し、通話記録装置の運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 総務課長は、録音データの漏えい、滅失又はき損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

(録音データの保存)

第6条 総務課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、通話記録装置の録音データを特定し、当該録音データを保存するものとする。

(1) 脅迫、恐喝その他不当要求行為に該当する場合であって、刑事事件に発展するおそれがあるときその他争訟に発展するおそれがあると認められるとき。

(2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、録音データの保存が必要と認められるとき。

2 録音データは、録音し、又は記録したときの状態で保存し、加工してはならない。

3 第1項の規定により録音データを保存したときは、録音データ保存台帳(別記様式)に記録しなければならない。

(録音データの廃棄)

第7条 前条の規定により保存された録音データの保存期間は、保存された日から起算して5年間を限度とする。ただし、総務課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 録音データは、第1条に定める通話記録装置を設置する目的以外の目的のため利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(苦情の処理)

第9条 総務課長は、通話記録装置の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話記録装置の運用に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

